

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
農業振興地域の指定の一部改正(八三二丁八三六・農林政策課).....	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正(八三七丁八六六・河川砂防課).....	5

告 示

秋田県告示第八百三十二号

農業振興地域の指定(昭和四十五年秋田県告示第七十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表増田農業振興地域の項及び平鹿農業振興地域の項を削る。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百三十三号

農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第九号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表大雄農業振興地域の項及び象潟農業振興地域の項を削る。

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「関係町村役場」を「関係町役場」に改める。

秋田県告示第八百三十四号

農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第八十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表仁賀保農業振興地域の項を次のように改める。

秋田県知事 寺田典城

にかほ農業振興地域

にかほ市のうち次の区域を除いた区域
国有林野

(一) 象潟町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第八十九林班までの民有林

(二) 大字芹田のうち字高磯の区域

(三) 大字平沢のうち字鴻ノ巣、字苗代沢、字舟造、字此樹沢、字蘧造、字石高沢、字大谷地、字クラボネ、字御清水、字上谷地、字三分長根、字松ヶ沢、字団子坂、字明戸、字鬼

(四) 森、字大丸森、字左沢、字前垣、字上前垣、字六沢、字鬼台、字姥懐、字十文字、字問屋場、字隠レ畑、字上鳥台、字伊勢鉢沢、字谷畑、字横枕、字山刀研沢、字差ヶ沢、字傾城森、字阿部館及び字出ヶ沢の区域

(五) 大字両前寺のうち字阿部館、字釜知山、字落合、字尾指、字隠谷地、字宇道坂、字須郷谷地、字山田、字山田下、字井戸尻、字浜中、字山堤、字瀧ノ沢、字川台、字腰道、字蒲ノ谷地及び字蒲田の区域

(六) 大字院内のうち字赤坂、字館ノ下、字馬洗道、字寒沢、字笹長根、字空百刈、字コモツチコエ、字谷地頭、字早坂、字柴森、字飛ヶ沢、字滝尻、字夏虫、字此木山、字赤坂沢、字モロクト、字大同及び字トキ石の区域

(七) 大字馬場のうち字鴨浦の区域

(八) 大字小国のうち字大穴、字念仏森、字籠八ヶ、字館道、字大手道、字古館、字白切沢、字館ノ下、字研石、字横道、字八森、字向山、字川久保、字金山、字念佛館、字ツキノ

(九) 沢、字相日田、字大沢、字金クソ、字館森、字小坂、字雨池、字臭津、字クレキ、字横通り、字十文字、字毛ナシ、字大谷地、字七日館、字上ノ山、字林堺、字狐森、字榎林、字上ノ沢、字隠里、字大沢林、字小金平、字ツツチ山、字申田沢、字丁沢、字殿向、字梨木平、字館平、字東野、字二ノ台、字三ノ台、字赤坂及び字ミノケ台の区域

(十) 大字釜ヶ台のうち字赤坂、字御清水、字滝ノ沢、字大沢

字北頭無、字通長根、字門遠二十八番地及び三十三番地から七十一番地まで並びに字南山下二十四番地の一から六十八番地までの区域

(十) 大字樋目野のうち字濁瀧、字三嶽平、字堂ノ瀧、字上物見山、字中物見山、字西物見山、字下物見山、字中山一番地の一から六十八番地の四まで、七十三番地の一から九十三番地の三まで及び百二番地の一から百四十三番地まで並びに字下山一番地の一から四十五番地の七まで及び六十三番地から六十四番地の二までの区域

(十一) 大字中三地のうち字兔森及び字中山の区域
大字伊勢居地のうち字五枚田、字奥沢内平、字土手ヶ沢、字大井戸、字忠内坂、字土手ノ内、字館ノ下、字奥沢内、字沢内平、字二階下、字平ノ下、字此鳥、字清水掛、字湯ノ坂、字大石原、字枯木道、字大林、字一ノ坂、字太郎台

林、字大赤坂、字中長根、字沢内向、字上ノ山、字白山堂、字北白山堂、字白山森、字一本松、字風山、字石端、字大嶺、字山田、字二ツ石、字水沢尻、字水沢道、字長根、字二ツ瀧、字堰根、字程ヶ沢、字三ツ釜、字湯山、字沢内、字新田畑並びに字グミノキ森一番地の一から二番地の四まで、二番地の十一、二番地の十三から二番地の十八まで、二番地の二十一、二番地の二十二、二番地の三十一、二番地の三十二、五番地の二から五番地の十六まで、五番地の二十四、五番地の二十五、五番地の三十六から五番地の四十八まで、六十七番地の三から六十七番地の五まで、六十九番地の一、六十九番地の二、七十五番地の三、七十六番地の一から七十六番地の四まで、八十八番地の一から八十八番地の八十九まで及び九十九番地の十一の区域

(十二) 大字畑のうち字大兀、字蛇場見、字川台、字中ノ森、字ワキノ沢、字菅谷地、字土場道、字ウルシ平、字若林並びに字中ノアゲ一番地、二番地及び三番地の二から七番地の二までの区域

(十三) 大字水沢のうち字下野、字大道端、字向新田、字鞍掛、字上ノ山及び字大畑堂の区域

(十四) 大字飛のうち字飛ヶ崎、字船橋、字上竹嶋瀧、字下竹嶋瀧及び字藤田の区域

(六) 大字金浦のうち字浜の田、字塩焚浜、字港嶋、字金浦、字木の浦山、字海老谷地、字上林、字西申田一番地から六十八番地の三まで、八十二番地の一から八十五番地の三まで、八十五番地の六から九十三番地の一まで、九十四番地の一から百三十一番地の一まで、百三十二番地の一から百六十三番地の二まで及び百六十四番地から百六十八番地まで、字十二の前一番地から二十四番地まで、三十番地から四十五番地まで、五十一番地の一、五十二番地の二、六十九番地の二、七十五番地の一から七十五番地の十五、八十五番地から百四十一番地まで、百五十番地及び百五十一番地、字堀切、字十二林、字花瀧、字南金浦、字頃田、字岡の谷地(百七十一番地の一及び百七十五番地の一を除く)、字備中一番地の一から十六番地の六まで、十八番地の二、四十五番地の三から九十四番地まで、字川尻、字谷地中八十四番地の二、八十六番地の二から九十二番地の三まで、九十四番地の三、二百十四番地の二及び二百十四番地の三、字鳥長根並びに字東鳥長根の区域

表大森農業振興地域の項及び十文字農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第八百三十五号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城
表金浦農業振興地域の項を削り、表横手農業振興地域の項を次のように改める。

横手農業振興地

横手市のうち次の区域を除いた区域

域

- (一) 国有林野(字中山国有林本荘事業区千一林班イ小班からリ小班まで及び千二林班イ小班からホ小班までの区域を除く。)
- (二) 増田町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第三林班まで、第六林班から第十一林班まで及び第十三林班から第五十六林班までの民有林
- (三) 平鹿町森林計画図(平成十五年度版)中第四林班のうち小班番号十、二十、二十一、二十四から三十五まで、四から五十一まで及び五十四、第五林班のうち小班番号一、二及び七から五十八まで、第六林班のうち小班番号一から四まで、七から十まで、十二から三十二まで及び三十四から三十六まで、第七林班のうち小班番号三、七から七の二まで、九、十一から三十五まで及び三十七から四十七まで、第八林班のうち小班番号二、四から九まで、三十、三十一、三十三から四十二まで、四十四及び四十五、第九林班のうち小班番号四、六、十、十一、十四から十六まで及び二十二から二十四まで、第十林班のうち小班番号十三、十六、十八、十九及び二十三、第十一林班のうち小班番号十六から十八まで、二十から三十まで及び三十四、第十二林班のうち小班番号一から二十八まで、第十三林班のうち小班番号六、九から十四まで及び十六から五十まで並びに第十四林班のうち小班番号十三から二十二までの民有林(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。)
- (四) 雄物川町森林計画図(平成十六年度版)中第一林班のうち小班番号一から八まで及び十から十六まで、第二林班のうち小班番号二十一から四十三まで、第三林班のうち小班番号一から五十七まで、六十八から八十まで及び八十二から八十八まで、第四林班から第十七林班まで、第十八林班のうち小班番号一から十三まで、第十九林班、第二十林班のうち小班番号一から二十まで、第二十一林班、第二十二林班、第二十五林班のうち小班番号二十六から三十まで、第二十六林班のうち小班番号一から五まで、九及び十、第二十九林班のうち小班番号七十から八十三まで、第三十林班のうち小班番号二十三から六十二まで、第三十一林班のうち小班番号一から二十八まで、第三十二林班のうち小班番号十一から三十まで及び四十一から八十一まで、第三十三林班のうち小班番号一から四十まで、第三十四林班のうち小班番号六から五十まで、第三十五林班のうち小班番号一から四十八まで及び五十六から六十七まで、第三十六林班(小班番号七から二十五までを除く。)、第三十七林班、第三十八林班のうち小班番号一から三十二まで及び三十四から三十七まで、第三十九林班、第四十林班(小班番号一から七までを除く。)、第四十一林班のうち小班番号一から八まで、十一及び十五から四十六まで、第四十二林班並びに第四十三林班の民有林
- (五) 大森町森林計画図(平成十五年度版)中第三十一林班、第五十林班、第七十林班、第七十一林班、第八十二林班から第八十七林班まで及び第八十九林班の民有林
- (六) 山内村森林計画図(平成十五年度版)中第六林班から第十林班まで、第十三林班から第十六林班まで、第十九林班から第二十二林班まで、第二十六林班から第三十林班まで、第三十四林班から第三十八林班まで、第四十林班、第四十一林班、第四十五林班、第四十八林班から第五十七林班まで、第六十一林班、第六十七林班、第七十五林班、第七十六林班、第七十八林班、第八十五林班から第八十七林班まで、第九十林班から第九十五林班まで、第九十九林班、第百四林班から第百十林班まで、第百十三林班、第百十五林班から第百二十一林班まで、第百二十四林班から第百二十九林班まで、第百三十一林班及び第百三十二林班の民有林
- (七) 大字金沢のうち字寺ノ沢、字桑木谷地、字安本館、字阿良田、字上寺ノ沢、字内板ケ沢、字岩礎沢、字大持沢、字糸畑台及び字矢黒の区域
- (八) 大字金沢中野のうち字金洗沢、字上袖ケ沢、字丸森、字又カリケ沢、字下袖ケ沢、字小堤沢、字白石山及び字鞍石沢の区域
- (九) 大字杉沢のうち字市ノ沢、字焼止、字オノ神、字七曲、字女夫沢、字内清水ケ台、字鶴ヶ首、字狼ヶ沢及び字吉沢の区域
- (十) 大字睦成のうち字七日市、字鶴巻、字七間川原、字中川

原、字上川原、字大鳥井山下、字八幡田、字碓、字追回、字大沢、字柳沢、字熊野堂、字明永、字大谷地、字田ノ沢、字水上沢、字清水沢、字千手沢、字助市沢、字小手ケ沢、字真坂沢、字滝ノ沢、字足駄崎、字長者森、字糠塚、字鶴ケ首、字一ノ坂、字桐台、字大滝、字ナメリ沢、字小滝、字ヤセ長根、字寒沢、字城付、字赤平及び字吉沢上台の区域

(六) 大字大沢のうち字志ノ葉沢、字内山、字赤平、字沼台、字沼台上段、字沼山上漆原、字沼山中漆原、字沼山下漆原、字金抜平、字沼山山端、字七曲、字桑木沢、字沼山山神沢、字男鹿野、字沼山道端、字沼山、字炭釜、字芦谷地、字冷水、字真木、字上片倉、字下片倉及び字回立山の区域

(七) 大字前郷のうち字上三枚橋、字下横山、字岩瀬、字田名子谷地、字本郷、字三井寺、字上在家、字大乘院塚、字上松原、字兀山、字元判場、字萱沢、字大松倉、字豆干台、字小横手沢、字無沢、字城付及び字諸子沢の区域

(八) 大字安田のうち字繩手漆、字樋渡、字谷地岸、字馬場、字柳堤、字八王寺、字ブンナ沢及び字大台の区域

(九) 大字大屋新町のうち字平林、字仏ヶ沢、字鬼風、字白坂、字若神子、字若神子蛇ヶ沢及び字若神子深沢の区域

(十) 大字大屋寺内のうち字鬮沢、字石田坂、字長谷山甲、字熊ノ沢、字畑ヶ沢、字風平、字天賀森、字銭神、字大谷地、字小フスベ台、字フスベ台及び字大屋沢の区域

(十一) 大字横手町のうち字下真山、字上真山、字平城、字梅ノ木後及び字下飛瀬の区域

(十二) 大字八幡のうち字石町及び字八幡の区域

(十三) 大鳥町、台所町、明永町、新坂町、朝倉町、二葉町、本町、城西町、城山町、城南町、根岸町、蛇の崎町、平城町、大水戸町、中央町、四日町、大町、羽黒町、上内町、清川町、鍛冶町、田中町、寿町、駅前町、前郷一番町、前郷二番町、神明町、平和町、南町及び字横山町の区域

(十四) 大森町大字上溝のうち字武道三百五十番地から三百五十二番地の一まで、三百五十七番地、三百五十九番地及び三百六十番地、字杉ヶ沢二十四番地、百二十番地、百二十一番地、百二十三番地、百二十四番地の二及び百二十五番地

から百二十七番地の二まで、字花立六十九番地、七十二番地、八十五番地、八十六番地、二百番地、二百二番地、二百八番地、二百十番地、二百十二番地、二百十九番地の二、二百十九番地の三、二百二十三番地から二百二十七番地まで及び二百三十一番地の二、字堂ヶ沢百二十番地、百八十九番地、百九十九番地及び二百十六番地の二、字鍛冶ヶ沢三十四番地の二、三十五番地の二、三十六番地、百二番地の二、百二番地の七から百四番地まで、百三十五番地、百九十五番地、百九十七番地及び三百六十番地の三から三百六十一番地まで、字菅蛭沢六十番地から六十四番地まで、六十六番地、六十九番地から七十一番地まで、七十四番地から七十七番地まで、百三番地、百五十二番地、二百三番地及び二百七十七番地、字芦沢二番地、二十七番地から三十番地まで、三十四番地から三十六番地まで、四十五番地、四十六番地、四十八番地、六十四番地及び八十六番地、字極楽寺九十九番地の二、九十九番地の二、百十三番地、百十五番地、百十六番地、百二十九番地、百三十二番地、百三十四番地、百八十三番地、百八十九番地、百九十番地、二百十六番地、二百二十九番地及び二百三十一番地並びに字釣瓶下三番地、十番地、四十一番地、四十六番地、四十七番地、五十番地、七十六番地、七十七番地、七十九番地、七十九番地の二、百十七番地、百十九番地、百六十番地、百六十七番地、百八十番地から百八十四番地まで、二百二十番地、二百六十番地の二、二百七十八番地、二百七十九番地、二百九十五番地、三百十五番地、三百十六番地、三百二十四番地、三百二十五番地、三百四十九番地、三百六十一番地及び三百六十七番地から三百七十番地までの区域

(十五) 大森町大字八沢木のうち字寄木百一十一番地の二及び百一十一番地の三、字松山下五十五番地及び百四十四番地、字大館六十九番地、七十九番地の二、百二十四番地、百九十一番地、百九十二番地及び百九十六番地、字真山三番地、十番地の二、二十三番地の二、二十三番地の四から二十三番地の十二まで、二十四番地、二十五番地、四十番地、五十番地から五十二番地の三まで、五十五番地及び五十六番地、字上石高二番地及び七番地の二、字稗田沢五番地及び十三

表雄物川農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第八百三十六号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表山内の項を削る。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百三十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号)の一部を

<p>(三) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域</p>	<p>(一) 番地、字保呂羽山四番地及び百六番地、字高杉一番地、四番地、十九番地、二十八番地及び二十九番地、字くご谷地二番地、二十六番地及び三十番地、字沢田五番地及び八番地から十一番地まで、字上八沢木三十七番地、四十五番地から四十七番地まで、四十九番地、百二十番地、百二十三番地、百三十四番地及び百三十九番地、字熊ノ堂一番地から四十六番地まで、字鐘見沢一番地、十六番地、六十四番地及び百七十番地、字相杉沢二十番地並びに字琵琶流四十八番地及び五十二番地の区域</p> <p>(二) 大森町大字坂部のうち字若志田沢三十六番地、五十四番地及び五十六番地から五十八番地まで、字水上ノ沢二十三番地、二十六番地から二十八番地の五まで及び二十九番地、字白沢四十番地、字後ヶ沢四十六番地から四十八番地まで、五十番地から五十三番地まで、五十六番地から五十八番地まで及び六十番地、字陰ノ沢三十番地から三十三番地まで、字今田ヶ沢四十一番地の二並びに字甲羅沢三十九番地から四十二番地まで及び四十四番地の十一から四十四番地の二十四までの区域</p> <p>(三) 大森町大字猿田のうち字午房ヶ沢二十五番地の五、二十五番地の六、五十七番地の一及び五十七番地の二、字大石ヶ沢四十番地、字下夏見沢三十九番地の三、六十五番地の一及び六十五番地の二並びに字昼花沢四十八番地の区域</p>
--------------------------------------	---

次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表中磯の項、清水場一号の項及び清水場二号の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「象潟町」を削り、「小砂川」を「象潟町小砂川」に改める。

秋田県告示第八百三十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十六年秋田県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表金浦の項、十二林の項、南金浦の項及び塩焚浜の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「金浦町」を削り、表田代沢口の項中「平鹿郡」を「横手市」に改め、「山内村」を削り、「黒沢」を「山内黒沢」に改め、表中島の項中「平鹿郡」を「横手市」に改め、「山内村」を削り、「土淵」を「山内土淵」に改め、表柳田の項中「新藤柳田」を「柳田」に改め、表戸波の項中「平鹿郡」増田町「戸波」を「横手市」に改める。

手市 増田町 戸波 に改める。

秋田県告示第八百三十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十八年秋田県告示第二百七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表愛石の項中	「	城南町	を	「	城南町	に	」				
根岸町	を	「	根岸町	に	」	羽黒町	を	「	羽黒町	に	」
上内町	を	「	上内町	に	」	上内町	を	「	上内町	に	」

秋田県告示第八百四十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十一年秋田県告示第二百十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表樽山城南の項中
樽山城 秋田市
南 樽山城 秋田市

樽山 に改め、表本町の項中
本町 を 本町

に改め、表愛宕一号の項中
睦成 城村 を 城付

に、に 城南町 を 城南町 に改める。
表以外の部分中、「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表金足岩瀬の項中「佐戸の沢」を「佐戸沢」に改め、表広面推子蛇野の項中「広

面 蛇野 を 蛇野 に、推子 を 広面

推子 に改める。

表以外の部分中、「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百四十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第九百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表堂の前の項中「堂の前」を「堂ノ前」に改め、表中の又の項中「中の又」を「中

ノ又」に、「平鹿郡」を「横手市」に改め、「大森町」を削り、「八沢木」を「大森町八沢木」に、「榎ノ木沢」を「榎木沢」に改め、表武道の項及び横沢の項中「平鹿郡」を「横手市」に改め、「大森町」を削り、「上溝」を「大森町上溝」に改める。
表以外の部分中、「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百四十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第千三十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表小松川の項中「平鹿郡 山内村 小松川」を「横手市 山内小

山」を「雄物川町二井山」に改める。
に改め、表水沢の項中「平鹿郡」を「横手市」に改め、「雄物川町」を削り、「二井山」を「雄物川町二井山」に改める。
表以外の部分中、「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百四十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十五年秋田県告示第千四十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表比内町の項中「新屋 比内町」を「新屋比内町」に改め、表院内

の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削り、表裏門の項を次のように改める。

裏門	湯沢市	裏門	姥懐山
		一丁目	
九九の二(次の図に示す部分に限る。)、九九の六(次の図に示す部分に限る。)、九九の七(次の図に示す部分に限る。)			
一四一(次の図に示す部分に限る。)、一四二の一(次の図に示す部分に限る。)、一四二の二			

	二丁目
	(次の図に示す部分に限る。)、一四三の二から一四三の一四まで、一四三の二六、一四三の二七、一四四の一、一四四の二、一四五の二、一四七の二、一五〇の一、一五〇の二、一五〇の三(次の図に示す部分に限る。)、一五〇の四、一五一(次の図に示す部分に限る。)
	一の二(次の図に示す部分に限る。)、一の三、一の四、八九、八九の四(次の図に示す部分に限る。)、二二九の一(次の図に示す部分に限る。)、二二九の一七から二二九の二五まで、二二九の二八から二二九の三三まで、二三八の一(次の図に示す部分に限る。)、二三八の一〇から二三八の二二まで、二三八の二〇、二三八の二二、二三八の二八、二三八の二九(次の図に示す部分に限る。)、二三八の三三、二三八の三六(次の図に示す部分に限る。)

秋田県告示第八百四十五号
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
 平成十七年九月三十日

表柳田一号の項中「新藤柳田」を「柳田」に改め、表上の台の項中「平鹿郡一山

内村 松川」を「横手市 山内大 松川」に改める。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百四十六号
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第百八号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
 平成十七年九月三十日

表千秋北の丸の項中「千秋北の丸」を「千秋北の丸」に改め、表

城南一号の項中「榎山 石塚谷」を「榎山城 南町」に改め、「三八四

の一(次の図に示す部分に限る。)、三八四の二(次の図に示す部分に限る。)、及び「城南町」を削り、「三八五の二」を「三八四の一(次の図に示す部分に限る。)、三八四の二(次の図に示す部分に限る。)、三八五の二」に改め、表家の下の項中「家の下」を「家ノ下」に、「脇の沢」を「脇ノ沢」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第八百四十七号
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十九年秋田県告示第二百十号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
 平成十七年九月三十日

表前谷地の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削る。
 表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百四十八号
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十年秋田県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
 平成十七年九月三十日

表豊岩杉ノ下の項中「豊岩 豊巻」を「豊岩 豊巻」に改め、表

「豊岩 豊巻」を「豊岩 豊巻」に改める。

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

下」を「杉ノ下」に改め、表金足堀内の項中「金足」堀内」を

金足堀」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに秋田市役所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第八百四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十年秋田県告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表上町の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削る。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百五十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十年秋田県告示第四百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表諸子沢の項中「上内町」を「上内町」に改める。

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百五十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十一年秋田県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表城南町の項中「根岸町」を「根岸町」に、

「城南町」を「城南町」に、「城山町」を「城山町」

に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百五十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十二年秋田県告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表家の下の項中「家の下」を「家ノ下」に改め、表三森の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削る。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百五十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表大竹の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「金浦町」を削る。

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百五十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成三年秋田県告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

表賀川の項中「下北手」を「下北手柳館」に、「柳館」を「賀川」に、「通沢」を「下北手通沢」に、「杉ノ崎」を「杉崎」に改める。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百五十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成三年秋田県告示第七百七十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表戸波一号の項中「平鹿郡」増田町」戸波」を「横手市」増田町」戸波」

に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百五十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成四年秋田県告示第二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表清水の項及び三森一号の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削る。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百五十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成四年秋田県告示第八百四十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表戸波の項中「平鹿郡」増田「戸波」を「横手市」増田町「戸波」に改める。

に改める。

秋田県告示第八百五十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成五年秋田県告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表城前の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削る。

秋田県告示第八百五十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成五年秋田県告示第七百七十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表金照寺1号の項中「楡山」金照寺「楡山」金照町に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百六十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成六年秋田県告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表仁別の項中「栗畑台」を「栗畑台」に改め、表鶴の木の中「鶴の木」を「鶴ノ木」に改め、表木戸口の項中「由利郡」象潟町「にかほ市」に改める。

象潟町に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百六十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成七年秋田県告示第七十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表清水の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削る。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第八百六十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成八年秋田県告示第八十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表城前の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、「仁賀保町」を削り、表木戸口の項中「由利郡」象潟町「にかほ市」象潟町に改める。

象潟町に改める。

象潟町に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第八百六十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成八年秋田県告示第六百八十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表熊の淵の項中「熊の淵」を「熊淵」に、「平鹿郡」を「横手市」に改め、「増田町」を削り、「熊淵」を「増田町熊淵」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第八百六十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十二年秋田県告示第一百号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表戸波一号の項中「平鹿郡」を「横手市」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第八百六十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十三年秋田県告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

表金沢の項中「字館石」を「字館石」に改め、表大沢の項中「平鹿郡」を「横手市」に改める。

秋田県告示第八百六十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十五年秋田県告示第七百三十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月三十日

表中「平鹿郡山内村」を「横手市山内」に改める。
表以外の部分中「建設交通部砂防課及び関係地域振興局」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766000
FAX 082-8766005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

